

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

長野国民年金 事案 477

第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月

平成8年5月20日に会社を退職し、同年6月6日に次の会社に入る前にA市B支所で国民年金の手続を行ったのに、時期は忘れたが、1か月分の国民年金保険料の納付書が送付されてきて、今ごろと思ったが、銀行で納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「時期は忘れたが、1か月分の国民年金保険料の納付書が送付されてきて、今ごろと思ったが、銀行で納付した記憶がある。」と主張しているところ、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録欄」において、申立期間の記載は無いが、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間の保険料の納付書が平成10年5月18日に発行されたことが確認できる。

このことは、申立人が、平成10年3月1日に厚生年金保険を喪失し、同年5月に第3号被保険者への切替手続を行った際、社会保険事務所において申立期間（8年5月）が国民年金未加入期間であることが判明し、同事務所において、申立人の10年3月の第3号被保険者資格取得処理と同時に8年5月の国民年金の加入手続を職権で行い、納付書が発行されたと推認でき、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、昭和52年6月に国民年金に任意加入し、未加入期間はあるものの、申立期間を除き、厚生年金保険への切替手続及び第3号被保険者への切替手続を適切に行っていることから、納付意識は高かったと認められ、申立期間も1か月と短期間であり、納付書も発行されていることを考え合わせると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を未納のままとしていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間、54 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 54 年 12 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 54 年 12 月から 55 年 3 月まで

昭和 50 年ごろ、それまで国民年金に加入していなかったが、市役所からの特例納付のお知らせにより、過去に未納であった国民年金保険料をさかのぼって納付し、商売も軌道に乗っていたので、その後は、妻が夫婦二人分の保険料を納付しており、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 10 月ごろに国民年金に加入後、特例納付制度及び過年度納付制度を利用し、過去の国民年金保険料未納分を納付し、その後、申立期間を除き、60 歳に至るまでの保険料を納付し続けており、納付意識が高かったと認められる。

また、申立人は、「商売も軌道に乗っていたので、その後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。」と主張しており、申立期間①については領収印は無いが、保険料を納付したことを裏付ける領収書（昭和 53 年 12 月 22 日受領）が存在している上、当委員会の調査で見付かった A 市の国民年金被保険者名簿（紙台帳）において、申立期間①、②及び③の保険料が納付されていることを示す「この年度納付済」又は定額保険料を納付したことを示す「**定**」のゴム印が押印されていることが確認できることから、同名簿の記録を正しい納付記録であると考えるのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録（昭和41年3月28日）を39年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年6月から同年9月までは14,000円、同年10月から41年2月までは16,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から41年3月28日まで

昭和35年9月にA社に入社し、社長が同じ関連会社であるB社への異動を命ぜられた。その後、39年に再びA社に異動し、43年4月に退職するまで継続して勤務していたのに申立期間に厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元同僚の証言により、申立人は社長が同一人であるB社及びA社に継続して勤務し（昭和39年6月1日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、元同僚及び申立人の申立期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和39年6月から同年9月までは14,000円、同年10月から41年2月までは16,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合、その後申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定の

いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年6月から41年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長野国民年金 事案 474

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 41 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 41 年 7 月まで
昭和 38 年 1 月ごろ、夫は病院に勤務し厚生年金保険に加入していたが、私は主婦だったので、当時住んでいた A 市の隣組組織で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料は隣組長から配布された金額の記載された納税袋に入れておき、2 か月に 1 回自宅に集金に来た隣組長に渡して納付していた。

申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 52 年 12 月 20 日に A 市に払い出されていることが確認できることから、申立人がこのころに国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、同市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）により、35 年 10 月 1 日（その後、37 年 10 月 26 日に訂正）にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、A 市の隣組組織で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、同市では、隣組組織による保険料の収納は行われていたものの、任意加入手続を隣組組織で受け付けることは無かったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 5 月から 53 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月から 53 年 4 月まで

20 歳になった昭和 49 年 5 月に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は毎月農協の支所で納付していた。申立期間当時勤務していた工務店では厚生年金保険に加入しておらず、代わりに毎月の給料に国民年金手当 5,000 円が含まれていたことを覚えており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 49 年 5 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び職権適用者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が 53 年 8 月 31 日に職権で払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持する年金手帳により、49 年 5 月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、「毎月納付しており、過年度納付や特例納付を行ったことは無い。」としている上、申立人が職権により国民年金に加入した昭和 53 年 8 月の時点において、申立期間のうち、49 年 5 月から 51 年 6 月までの保険料については、時効により過年度納付することができない。

さらに、申立人は、「申立期間当時勤務していた工務店では厚生年金保険に加入しておらず、代わりに毎月の給料に国民年金手当 5,000 円が含まれていたことを覚えている。」と主張しているが、昭和 49 年 5 月の国民年金保険料月額が 900 円であるとともに、53 年 4 月の保険料月額でも 2,730 円であ

り、申立内容には不自然さがみられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から47年5月までの期間及び52年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から47年5月まで
② 昭和52年3月から同年6月まで

昭和55年に市役所で国民年金の加入手続を行い、36年4月までさかのぼって資格取得したが、市職員から、「今、特例納付で30万円を納付しないと、将来年金がもらえない。」と言われたので、消費者金融から30万円を借り、55年5月ごろに市役所で全額納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳により、申立人が昭和55年5月ごろに国民年金の加入手続を行い、36年4月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）において、55年6月に、36年4月から同年5月までの期間及び38年8月から40年12月までの期間の国民年金保険料を特例納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料についても特例納付していたことを示す記録は無い。

また、申立人が特例納付した記録のある期間は、昭和55年5月の時点において、申立人が年金受給権を確保するために特例納付することが必要であった期間とおおむね一致する上、当該期間に申立期間を加えた全未納期間を特例納付した場合の納付金額は約45万円であり、申立人が納付したと主張する30万円とは大きく異なる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 479

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 5 月まで
昭和 36 年ごろ、隣組の組長から勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料は組長の集金により納付していたので、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿（電算記録）により、申立人は、平成 7 年 6 月 21 日に国民年金被保険者資格を強制で取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「組長の集金で月に 1 回 100 円を納付した。」と主張しているが、当時のA市では納税組合を通じて世帯単位に納入通知書を配布し、年 4 回、3 か月分ずつ納税組合で取りまとめて保険料を納付していたことが、昭和 36 年 6 月 1 日発行の市報により確認できる上、申立人が所持する年金手帳は、49 年 11 月以降に発行されているオレンジ色調の 1 冊のみであり、申立人にほかの年金手帳をもらった記憶が無いことから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月 1 日から 37 年 2 月 20 日まで

厚生年金保険の請求のために、平成 9 年 10 月ごろ A 社会保険事務所に B 社 C 工場の加入期間について照会したところ、脱退手当金が支給されていると回答があり驚いた。どうしても納得できず、D 社会保険事務所にも照会したが、同様の回答であった。

B 社 C 工場を退職するときに、厚生年金被保険者証を渡され、「就職することもあるかもしれないので、もったいないからこれはこのままにして、この被保険者証を大切に保管しておくように。」と言われたので脱退手当金を請求するはずがない。

申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた B 社 C 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後に資格を喪失し受給要件を満たしている女性 87 名のうち、82 名に支給記録があり、このうち 76 名は、厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、B 社 C 工場の資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 5 月 19 日に脱退手当金の支給決定が行われている上、社会保険業務センターが保管する被保険者台帳には、厚生省から脱退手当金の裁定庁に対して、同年 4 月 13 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を回答したことが記録されているなど、一連の事務

処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 10 日から 50 年 4 月 15 日まで
昭和 48 年 5 月から 50 年 8 月まで継続して A 社に勤務し、経理及び社会保険事務などを担当していたが、申立期間に厚生年金保険ではなく国民年金に加入していたことになっていることは納得できない。
申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における雇用保険の加入記録では、昭和 49 年 12 月 12 日離職、50 年 4 月 15 日再取得となっており、申立期間に当該事業所に雇用されていたことが確認できず、その資格取得日及び離職日は厚生年金保険の資格取得日及び喪失日とほぼ一致する上、公共職業安定所の記録により、49 年 12 月 12 日に離職した後に離職票が交付され、求職者給付の受給手続が行われたことが確認できる。

また、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所を昭和 54 年 3 月 31 日に全喪しており、当時の関係資料（貸金台帳、源泉徴収簿等）の所在は不明であり、当該事業所の会計業務を受託していた会計事務所では、「当時の関係資料は既に廃棄している。」と説明している上、このほか、申立期間について申立人が事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで

A社の厚生年金被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、退社時に脱退手当金の説明は無かったし、請求した覚えも無く、帰郷してすぐに入院したので脱退手当金はもらっていない。今も付き合いのある元同僚は、脱退手当金を請求していないので、受給していないと話している。

申立期間について、脱退手当金の支給済み記録を取り消し、厚生年金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後に資格を喪失し受給要件を満たしている女性 24 名のうち、16 名に支給記録があり、いずれも厚生年金保険資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約 1 か月後の昭和 40 年 2 月 10 日に脱退手当金の支給決定が行われている上、申立人が勤務していた当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人の資格喪失日前後に資格を喪失し脱退手当金の支給記録がある女性 16 名は、いずれも脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、脱退手当金に係る一連の事務処理に不自然さはない。

なお、申立人が脱退手当金を受給していない者として援用している元同僚 2

名は、1名はそもそも脱退手当金の受給要件を満たしていない者であり、もう1名は記録上脱退手当金の支給決定を受けている者である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 17 日から 44 年 7 月 30 日まで

A社B工場退職後に「厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書」が届いた。この通知書に「～この決定に不服のあるときは、この通知書を受けとつた日の翌日から 60 日以内に社会保険審査官に審査請求をすることができます。」と記載されていたので、不服申立てをせずに 60 日経てば脱退手当金が送金されてくるのだらうと思っていたが、送金されてこなかったので、申立期間はそのまま被保険者期間として存続したのだらうと思っていた。

しかし、昭和 63 年に社会保険事務所で年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっているという回答を得た。

脱退手当金を実際に受け取っていないのに、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

「厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書」は、脱退手当金の支給を決定した際に請求人に通知されるものであるが、申立人は当該通知書を所持しており、これが申立人に送付されたにもかかわらず、申立人が社会保険事務所に問い合わせもしなかったことを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 44 年 8 月 22 日に支給決定されている上、申立人が勤務していた A 社 B 工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人及び申立人の被保険者資格喪失日前後に資格を喪失し脱退手当金の支給記録がある女性 12 名には、いずれも脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 8 月まで
② 昭和 39 年 9 月から同年 10 月まで

申立期間①については、A社B局C区で、臨時雇用員として働いた。申立期間②については、A社D支社E所で、試用員として働いた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、元上司及び元同僚の証言により、昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 8 月までA社B局（現在は、F社G支社）C区に臨時雇用員として、勤務していることが認められる。

しかし、A社B局では、A社通達に基づき臨時雇用員等が厚生年金保険に加入できるようにするため、昭和 38 年 10 月 1 日に適用事業所となったが、当時労務担当責任者であった元職員は、「臨時雇用員は厚生年金保険に加入できるようになったが、加入できる者は採用前提の臨時雇用員（毎年 8 月又は 9 月に実施する採用試験に合格した者）であって、そうでない臨時雇用員は加入させていなかった。」と説明しているところ、38 年 12 月に臨時雇用員として申立人と同じ職場に所属した元同僚は、「申立人はこの時点において採用前提の臨時雇用員ではなかった。」と証言している。

また、社会保険事務所の保管するA社B局における健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間において被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は無い上、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、H社が保管する人事履歴カードにより、昭和 39 年 9 月から同年 10 月まで試用員として、A社D支社（現在は、H社 I 事業本部）E所に勤務していることが確認できる。

しかし、A社D支社では、昭和 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったが、当該支社は、「当時の試用員の厚生年金保険加入の取扱いについては不明で回答できない。」と説明している上、昭和 39 年 9 月にA社B局からA社D支社E所に、申立人と同じく試用員として転籍した元同僚 3 名も、社会保険事務所のオンライン記録により、申立人と同様に申立期間に係る期間は厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

また、社会保険事務所の保管するA社D支社における健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間において被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は無い上、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 20 日から 37 年 10 月 30 日まで
兄のついでにA社に入社しダム建設の仕事に従事した。申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄の証言及び申立人が所持する「A社B建設所」と印刷された賃金明細書（封筒）により、申立人が、当時A社の建設所で就労していたことは推認できるものの、A社では、「正社員は全員、人事記録、退職者台帳及び社員名簿に記載されるが、申立人の氏名は記載されていないことから、申立人は当社の正社員ではない。当時建設所で採用され直接建設工事に携わった者と思われる。」と説明している。

また、申立人が所持する賃金明細書（封筒）では、給与支給額以外の控除額記載が無いため厚生年金保険料の控除を確認することができない上、A社では、「当時、建設所で採用された者は、長期間就業した者もいたが基本は短期の日々雇用という契約形態で、厚生年金保険の加入対象者ではなかった。」と説明している。

さらに、申立人は、社会保険事務所の記録により、他の事業所で厚生年金保険に加入する以前の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで、国民年金に加入していることが確認でき、厚生年金保険に加入しながら国民年金保険料を納付し続けることは考え難い。

このほか、申立人が事業主より給料から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月から 33 年 6 月まで
申立期間について、A社で勤務し、製造現場にて部品加工の業務に従事した。その間、給与から何か控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び元同僚の証言により、申立期間において、申立人がA社(現在は、B社)に勤務していたことは認められる。

しかし、事業主は、「当時、社員の厚生年金保険加入については、見習い期間後に長期勤務の可能性や勤務態度等を勘案して、当時の社長(故人)が個々に決定していたのではないかと思う。」と説明しているほか、昭和30年代に当該事業所に勤務していた10名の元社員の証言から、このうち7名が、厚生年金保険に加入するまで入社後2か月から2年程度の期間を要していることから、当時、全員が入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間及びその前後において、健康保険証の整理番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は無い。

さらに、当該事業所では、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は既に廃棄しており、このほか、申立人が事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。